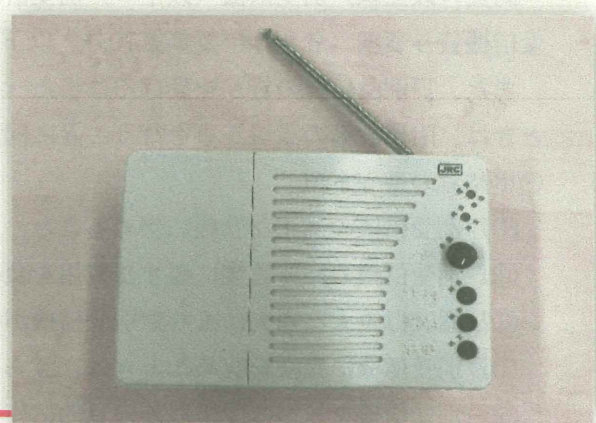


戸別受信機を貸与します

大野城市では、災害時の情報伝達手段として災害情報伝達システム、災害情報等配信サービス等を用いて情報発信を行っています。

災害情報伝達システムは、風雨の災害では音がかき消されたり、気密性が高い住宅で聞こえにくかったりする場合があります。

「聞きにくい」「聞こえづらい」等の不安を解消するため、市が一部費用を負担し、戸別受信機を貸与します。



- 1. 受信内容** 避難情報等の防災情報
Jアラートによる緊急情報
市や各区からのお知らせ
ミュージックチャイム（毎日2回） 等
- 2. 対象者** ①土砂災害警戒区域又は浸水想定区域に居住しており、かつ、携帯電話、スマートフォン及びタブレット端末を保有しておらず、緊急情報を取得できない世帯の代表者
②65歳以上の高齢者のみの世帯に属する者
③身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受けている視覚障がい者の属する世帯の代表者
④その他市長が必要と認める者
- 3. 台数** 1世帯につき1台
- 4. 利用者負担** 機器代は無償
設定費用として、2,000円を徴収
- 5. 申請方法** 「大野城市防災行政無線戸別受信機貸与申請書」を危機管理課までご提出ください。
- 6. その他** 電波受信状況によっては、アンテナ工事が必要となります。
※アンテナ工事の費用については、市が負担します。

大野城市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

附属設備の設置場所の所有者 住 所

氏 名

電話番号

防災行政無線戸別受信機（以下「戸別受信機」という。）の貸与を受けたいので、大野城市防災行政無線戸別受信機貸与要綱（令和3年要綱第70号。以下「要綱」という。）第4条の規定により、次のとおり申請します。

また、戸別受信機の貸与を受けるに当たっては、以下の事項を遵守するとともに、附属設備の設置が必要なときは、附属設備の設置工事を行うことに同意します。

○申請者の遵守事項

- ①戸別受信機の適正な管理に努めること。
- ②戸別受信機の維持管理に要する費用を負担すること。
- ③故意又は重大な過失により戸別受信機が故障した場合の修理等に要する費用を負担すること。
- ④戸別受信機に異常を認めるときは、直ちにその旨を市長に報告し、その指示に従うこと。
- ⑤戸別受信機を放送の受信以外の目的に使用し、転貸し、又は担保に供しないこと。
- ⑥次のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく大野城市防災行政無線戸別受信機返却届（様式第3号）を市長に提出し、戸別受信機を市に返却すること。
 - (1) 要綱第2条に規定する対象者でなくなったとき。
 - (2) 戸別受信機が不要となったとき。
 - (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、市長が特に返却の必要があると認めるとき。
- ⑦戸別受信機（附属設備を含む。）を移設し、又は撤去する場合の費用（附属設備の設置場所の原状回復に要する費用を含む。）を負担すること。

市処理欄

管理番号		受付日	年 月 日
備品番号		貸与日	年 月 日
附属設備	無 ・ アンテナ ・ その他（ ）		
処理確認者			
備考			